

# 浄化槽の法定検査(11条検査)に新方式を導入 三重県

平成19年4月1日から浄化槽の法定検査(11条検査)に、浄化槽の機能が的確に発揮されているかを数値で把握するため、水質検査としてBOD(注)検査を導入するとともに従来の外観検査項目の重点化を図る新検査方式を導入いたします。これに併せて検査料金の改定もおこなわれる事となりました。

## ◇ 法定検査(11条検査)料金

人槽		20人以下	21~100人	101~300人	301~500人	501人以上
新料金	単独処理浄化槽	3,800円	8,000円	15,000円	17,000円	24,000円
	合併処理浄化槽					
旧料金	単独処理浄化槽	5,000円	8,000円	15,000円	17,000円	24,000円
	合併処理浄化槽		9,500円	17,000円	18,500円	26,000円

## 浄化槽って知っていますか?

浄化槽は、トイレ・台所・風呂場など家庭から排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにする施設で、各戸に設置され、下水道の終末処理場と同じ処理性能を持っています。

浄化槽の使い方や維持管理方法に問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、川や海の汚濁の原因となります。

そのため、適切な維持管理方法などが浄化槽法に定められています。

### 保守 点検

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整、修理をする作業です。浄化槽法では家庭用浄化槽について年3~4回実施することが定められています。



### 清掃

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引出し及び機器類の洗浄、清掃を行う作業です。浄化槽法では家庭用浄化槽について年1回以上実施することが定められています。



### 法定 検査

浄化槽の定期健康診断ともいわれ浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査です。浄化槽法では年1回検査を受けることが定められています。



(注) BOD: 生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物による汚濁の程度を示す指標です。